

令和8年1月1日から 特定自主検査の検査基準が新設されます

- 特定自主検査については、検査が技術的に難しく、機械の不備による労働災害が生じた場合に重大な結果を招くことが予想される機械を対象に、一定の資格を有する者又は検査業者による検査を義務づけています。
- 特定自主検査による事故が増えていることから、令和8年1月1日から労働安全衛生法を改正し、特定自主検査については、定期自主検査指針ではなく、「厚生労働大臣の定める基準」に基づいて検査することが義務付けられました。
- 「厚生労働大臣の定める基準」に基づいた検査の実施
「厚生労働大臣の定める基準」に基づいた検査を実施した機械の利用をお願いいたします。
「厚生労働大臣の定める基準」で検査していない場合、検査業者登録を取り消すことがあります。
「厚生労働大臣の定める基準」の検査を受けずに機械を利用した場合、労働安全衛生法に違反となることがあります。

特定自主検査の対象となる機械

フォークリフト



(カウンターバランス式)

不整地運搬車



(クローラ式)

高所作業車



(トラック式)

動力プレス



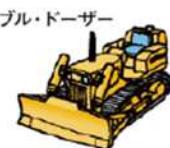
コンクリート打設用機械



車両系建設機械

整地・運搬・積込み用機械

- ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式）
- トラクター・ショベル（ホイール式）
- スクラーパー
- スクラーブ・ドーザー
- モーター・グレーダー

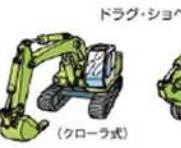


締固め用機械

- ロードローラー及びタイヤローラー
- 振動ローラー

掘削用機械

- パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式）
- パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式）
- 機械式クラムシェル（クローラ式、トラック式、ホイール式）
- 油圧式クラムシェル（クローラ式、ホイール式）



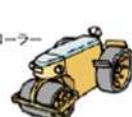
（クローラ式）



（ホイール式）

基礎工事用機械

- ディーゼルバイルドライバー（くい打機）
- 油圧バイルドライバー（くい打機）
- 硬質地盤油圧式くい圧入機
- 振動バイルドライバー（電動式）（くい打機・くい抜機）
- 振動バイルドライバー（油圧式）（くい打機・くい抜機）
- アース・ドリル（油圧式）
- アース・ドリル（機械式）
- 分離型せん孔機
- アース・オーガー
- 建柱車



アース・オーガー

解体用機械

- 油圧ブレーカ
- 空圧ブレーカ
- 鉄骨切断機、コンクリート圧碎機及び解体用つかみ機
- コンクリートポンプ車



ブレーカ

イラスト出典：(公社)建設荷役車両安全技術協会(ほか)

労働安全衛生法の改正内容

新

(定期自主検査)

- 第四十五条 事業者は、ポイラーソの他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならぬ。
- 2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、当該事業者（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。
- 3 特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従つて行わなければならぬ。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査（特定自主検査を除く。）の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。
- 5 (略)

フォークリフト
車両系建設機械
不整地運搬車
高所作業車
動力プレス

定期自主検査指針

改正による変更

フォークリフト
車両系建設機械
不整地運搬車
高所作業車
動力プレス

厚生労働大臣
の定める基準

定期自主検査指針からの変更内容

「厚生労働大臣の定める基準」は、従来の定期自主検査指針の検査項目、検査方法及び判定基準を踏まえて所要の文言整理等を行ったものであり、以下(1)から(5)を除き、旧指針から検査項目等の趣旨が変わるものではありません。

特に、判定基準において「当該車体（又は機械）の構造及び性能に照らし、適正」等とされた項目について、特定自主検査を行う者が、当該車体又は機械の製造者が定める基準値の範囲等を確認し、これに基づき判定することは変わりません。なお、やむを得ず、当該基準値等が確認できない場合は、同種車体又は機械の基準値その他の検査項目を適切に判定することができる基準値等に基づき判定する必要があります。

具体的な変更内容は以下のとおりになります。

(1) 各種エレメントの汚れ等に係る検査方法の見直し

（高所作業車基準、車両系建設機械基準、フォークリフト基準及び不整地運搬車）

以下からまでに掲げるエレメントの汚れ等に係る検査方法について、汚れ等を目視等により確認する方法のほか、製造者が定める方法により定期的に交換されていることを確認することが有効であることから、こうした確認が行われた場合に当該検査を省略することができます。なお、定期的に交換されている場合にあっても、必要に応じて目視等による確認を行っても差し支えありません。

高所作業車基準における原動機の潤滑装置のエレメント(1.1)、燃料装置の燃料フィルターエレメント(1.1 及び1.2)及び油圧装置のフィルター(6.1)

車両系建設機械基準における原動機のディーゼルエンジンの潤滑装置のエレメント(1.1.1 等)、ガソリンエンジンの燃料装置の燃料フィルターエレメント(1.1.1 等)及び油圧装置のフィルター(1.2 等)

フォークリフト基準における原動機の潤滑装置のエレメント(1)、燃料装置の燃料フィルターエレメント(1 及び2)及び油圧装置のフィルター(9)

不整地運搬車基準における原動機の潤滑装置のエレメント(1)、燃料装置の燃料フィルターエレメント(1 及び2)及び油圧装置のフィルター(9)

(2) バッテリーの電解液の検査方法の見直し

（高所作業車基準、車両系建設機械基準、フォークリフト基準及び不整地運搬車）

原動機等のバッテリーの検査方法のうち、電解液の量又は比重に係る検査方法について、液量や電解液の比重を確認できない構造のものについては、従来の検査に代えて、インジケーターの表示確認又は電圧測定により、バッテリーの状態を確認することができるものとなりました。

(3) 電動機の充電装置の検査対象の見直し（高所作業車基準及びフォークリフト基準）

電動機の充電装置については、検査対象機械本体と一緒にになっているものに限り、特定自主検査の対象としました。なお、本体と一緒にない充電装置についても、本体の特定自主検査に合わせて実施することができるものとなります。

(4) 履帯の張り具合の検査方法等の見直し

（車両系建設機械基準、高所作業車基準及び不整地運搬車基準）

履帯（別名クローラベルト）の張り具合については、当該車体又は機械の製造者が定める検査方法に基づき、当該製造者が定める基準値の範囲にあるかを確認するものとなります。やむを得ず、製造者が定める基準値等が確認できない場合、旧指針に定める検査方法、同種車体又は機械の検査方法その他の検査を適切に実施することができる検査方法等に基づき判定する必要があります。

(5) 動力伝達装置のカップリングの検査方法の見直し（不整地運搬車基準関係）

動力伝達装置のカップリングに対する連結部取付けボルト及びナットの緩み等の検査について、点検口のないカバーが用いられる等によりカップリングを露出させ、又は目視することが困難な構造の場合は、作動中に異音等がないことを確認することによるものとしました。